

高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する 基本方針の改定について

平成27年5月22日
経済産業省

基本方針の改定の経緯等について

○最終処分関係閣僚会議で確認した方向性に沿って、これまで、総合資源エネルギー調査会（総合エネ調）において、個別論点に関する審議を実施。

＜これまでの経緯＞

25年12月 第1回最終処分関係閣僚会議

見直しの方向性を確認（可逆性・回収可能性の確保、科学的有望地の提示等）

26年 9月 第2回最終処分関係閣僚会議

総合エネ調の審議等を踏まえ基本方針を改定することを確認

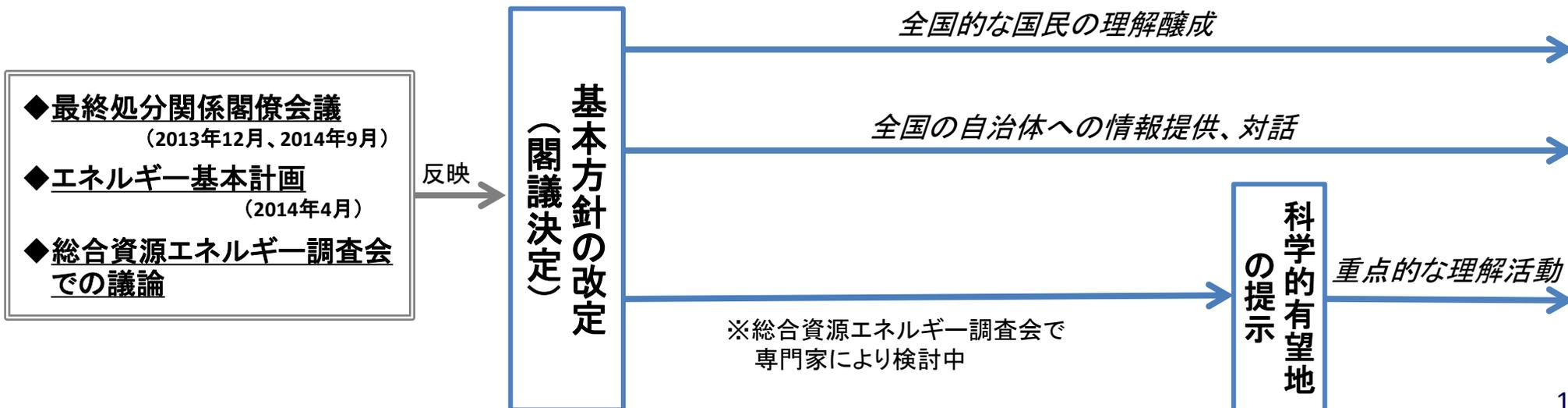
26年10月～ 総合エネ調放射性廃棄物WG

地域合意形成の仕組みや評価の仕組み等の個別論点を審議

27年2～4月 法律に基づく手続の実施

パブリックコメントの実施、原子力委員会・原子力規制委員会に対する意見照会及び回答

○審議が進んだことから、今般、その成果を踏まえて基本方針を改定（閣議決定）し、政府方針を明確にした上で、全国的な理解活動等を進めていくこととする。



基本方針の改定のポイント

(1) 現世代の責任と将来世代の選択可能性

- 廃棄物を発生させてきた現世代の責任として**将来世代に負担を先送りしない**よう、地層処分に向けた対策を確実に進める。
- 基本的に**可逆性・回収可能性**を担保し、将来世代が最良の処分方法を選択可能にする。幅広い選択肢を確保するため**代替オプション**を含めた技術開発等を進める。

(2) 全国的な国民理解、地域理解の醸成

- 最終処分事業の実現に貢献する地域に対する**敬意や感謝**の念や社会としての利益還元の必要性が広く国民に共有されることが重要。
- 国から全国の**地方自治体**に対する情報提供を緊密に行い、丁寧な対話を重ねる。

(3) 国が前面に立った取組

- 国が科学的により適性が高いと考えられる地域(**科学的有望地**)を提示するとともに、理解活動の状況等を踏まえ、調査等への理解と協力について、関係地方自治体に**申入れ**を行う。

(4) 事業に貢献する地域に対する支援

- 地域の主体的な合意形成に向け、多様な住民が参画する**「対話の場」**の設置及び活動を支援する。
- 地域の持続的発展に資する**総合的な支援措置**を検討し講じていく。

(5) 推進体制の改善等

- 事業主体である**NUMO**(原子力発電環境整備機構)の体制を強化する。
- 信頼性確保のために、**原子力委員会**の関与を明確化し、継続的な評価を実施する。**原子力規制委員会**は、調査の進捗に応じ、安全確保上の考慮事項を順次提示する。
- 使用済燃料**の貯蔵能力の拡大を進める。

基本方針の改定を踏まえた当面の取組

国民の関心喚起・理解醸成のための取組

- 基本方針の改定の経緯や考え方等について、広く国民の理解を得ていくため、幅広い年代層・地域に関心を持っていただくことを意識しつつ、全国的な情報提供や意見交換等を進める。
- 第一弾として、地域ブロック毎に9都市で全国シンポジウムを開催(5月23日～)。

地方自治体への情報提供(連絡会の開催)

- 全国の自治体への情報提供を緊密に行うため、総務省の協力を得て、各地域毎に、経済産業省と自治体の連絡会(説明会)を速やかに開催する(6月中を目途)。

※前回の最終処分関係閣僚会議(昨年9月30日)以降の進捗

- ・昨年11月の全国知事会議にて、高木経済産業副大臣から情報提供に関する協力を要請の上、各都道府県を訪問・説明。
- ・総務省の協力を得て、本年3月から、全国の市町村に対しても関連情報等の提供を開始。

使用済燃料の貯蔵能力の拡大

- 最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要がある。このため、使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進める。
- 使用済燃料対策の強化に向けた国としての基本姿勢を示すとともに、国や事業者による具体策を盛り込んだ「アクションプラン」を策定する。